

平成29年 第3回

仙北市農業委員会総会議事録

平成29年3月8日(火)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 平成29年3月8日(火)午前9時00分

2. 開催場所 西木庁舎総合開発センター「集会室」

3. 出席委員 (23人)

1番 高橋政敏

2番 藤村隆清

3番 野中秀人

4番 佐藤孝典

6番 佐藤和

7番 千葉惣永

8番 青柳良信

10番 佐藤二郎

11番 沢山純一

12番 門脇博美

13番 藤村紀章

14番 辻均

15番 倉橋重基

17番 佐藤善栄

18番 草薨隆

19番 山本實

20番 山手善美

21番 田村博美

22番 真崎純孝

24番 糸井淳

25番 藤原由悦

26番 鈴木八寿男

27番 羽川正幸

4. 欠席委員 (4名)

5番 平岡裕子

9番 齋藤瑠璃子

16番 大石温基

23番 大石知

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出について

(2) 仙北市農地賃借料情報について

2. 議 事

(1) 議案第6号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第7号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

(3) 議案第8号

農地の生前一括贈与に係る納税猶予の適用証明願いについて

(4) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

参事 門脇 益美 係長 樫尾 健

主事 伊藤 大地

7. 書 記

参事 門脇 益美

8. 議事録署名員

20番 山手 善美 21番 田村 博美

9. 会議の概要

議長 ただ今から平成29年第3回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、本日の総会への出席委員は23名。欠席委員は4名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議長 それでは議事録署名員に20番山手委員、21番田村委員兩名を指名します。会議書記には門脇参事を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

樫尾係長 《会務諸報告の朗読及び説明》(9時4分)

議長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

樫尾係長 報告1。農地法第3条の3第1項の規定(相続等)による届出についてです。2月8日から3月7日までに8名の方々から相続したと届け出があり受理し通知した旨を報告致します。

伊藤主事 報告2になります。仙北市農地賃借料情報について説明します。平成28年1月から12月までの各地区の最高額、最低額、その金額の平均を出しております。あわせて物納についても記載しておりますので、ご覧ください。裏のページには前年度金額との比較も記載しております。

報告2は以上になります。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第6号農地法第3条第の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

門脇参事 議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について内容説明します。整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、3条所有権移転の案件です。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は〇〇市の〇〇さんです。10アール当たり〇〇円の総額〇〇円です。申請事由は、譲受人が経営規模の拡大を考えており、譲渡人へ農地の売買の相談したことから、売買を行うとのことです。

整理番号2番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積は〇〇㎡、3条無償移転の案件です。譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は譲受人の宅地と隣接しており、譲受人が借り受けて耕作をおこなっていましたが、今後経営規模の拡大を考えていることから、耕作が不便である譲渡人からの贈与を行うとのことです。

整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、期間は〇〇年、3条賃貸借の案件です。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。申請事由は賃貸人が耕作を行っていましたが、耕作が困難になったことから賃借人へ貸すとのことです。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積は〇〇㎡、期間は〇〇年、3条賃貸借の案件です。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さん、10アール

ル当たり〇〇円の年額〇〇円です。申請事由は、この農地はこれまで賃借人の父親が耕作を行っていましたが、亡くなったことから、今後は賃借人が耕作するとのことです。

整理番号5番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田及び畑、田〇〇筆、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、期間は〇〇年、田については3条賃貸借、畑については使用貸借の案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の戸澤操さん、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです、10アール当たり米〇〇俵の年額米〇〇俵です。申請事由は以前の受け手の方が事情により耕作が出来なくなったことから、賃借人は貸付を行うとのことです。

整理番号6番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積は〇〇㎡のうち〇〇㎡、期間は〇〇年、3条賃貸借の案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の推定相続人〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。申請事由は賃借人は新規就農をするとのことで、作付けにはダリアの栽培を行うとのことです。登記簿の面積につきましては〇〇㎡と大きいことから、そのうちの〇〇㎡を借り受けるとのことですが、賃借人が測量等を行い、面積を確定させてその部分を借り受けるとのことです。以上説明を終わります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番につきましては、20番山手委員より現地確認報告をお願いします。

20番山手 《整理番号1番について、現地確認報告》

議長 次に整理番号2番につきましては、11番沢山委員より現地確認報告をお願いします。

11番沢山 《整理番号2番について、現地確認報告》

議長 整理番号3番につきましては、14番辻委員より現地確認報告を雄煙害
します。

14番辻 ≪整理番号3番について、現地確認報告≫

議長 整理番号4番につきましては、22番真崎委員より現地確認報告をお願
いします。

22番真崎 ≪整理番号4番について現地確認報告≫

議長 整理番号5番につきましては、24番糸井委員より現地確認報告をお願
いします。

24番糸井 ≪整理番号5番について、現地確認報告≫

議長 整理番号6番につきましては、19番山本委員より現地確認報告をお願
いします。

19番山本 ≪整理番号6番について現地確認報告≫

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第6号については許可することにご異議ござい
ませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第6号については許可することに決
定します。 (9時23分)

議長 次に、議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
の意見決定を上程しますが、利害関係者の退席を求めます。

≪25番藤原委員退室≫ (9時24分)

議長 それでは議案第7号整理番号2番を上程します。説明をお願いします。

伊藤主事 整理番号2番について説明します。農地の所在が田沢湖〇〇地区、登

記簿現況ともに田、田〇〇筆、面積は〇〇㎡、所有権移転の案件です。譲
渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんで
す。利用目的は田、10アール当たり〇〇円の総額〇〇円、自己資金での
売買になります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第7号整理番号2番については、異議なしと認め、適正と判断する
ことにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 議案第7号整理番号2番については、異議なしと認め、適正と判断する
こととします。

≪25番藤原委員入室≫ (9時27分)

議長 次に議案第7号整理番号21番を上程しますが、利害関係者の退席を求
めます。

≪15番倉橋委員退室≫ (9時28分)

議長 それでは議案第7号整理番号21番を上程します。説明をお願いします。

伊藤主事 整理番号21番について説明します。農地の所在が田沢湖〇〇地区、登
記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、期間は〇〇年、賃貸借の再
設定の案件です。賃貸人は〇〇市〇〇在住の〇〇さん、賃借人は田沢湖〇
〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円の総額〇
〇円、自己資金での売買になります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第7号整理番号21番については、異議なしと認め、適正と判断す

ることにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 議案第7号整理番号21番については、異議なしと認め、適正と判断することとします。

《15番倉橋委員入室》(9時32分)

議長 議案第7号整理番号2番と21番を除き、一括上程します。説明をお願いします。

伊藤主事 整理番号1番について説明します。農地の所在が田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件です。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円の総額〇〇円、自己資金での売買になります。

整理番号3番、農地の所在が角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件です。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円の総額〇〇円、こちらはスーパーL資金での売買となります。

次に整理番号4番、農地の所在が田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田及び畑、田〇〇筆、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、期間は〇〇年、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の〇〇筆につきましては使用貸借、残りについては賃貸借の案件です。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田及び畑、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

次に整理番号5番、農地の所在が田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、

田〇〇筆、合計面積は〇〇㎡、期間は〇〇年、賃貸借の案件です。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は整理番号4番と同じく〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

次に整理番号6番、農地の所在が田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、期間は〇〇年、賃貸借の案件です。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

次に整理番号7番、農地の所在が田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、期間は〇〇年、賃貸借の案件です。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり米〇〇俵の年額米〇〇俵です。

次に整理番号8番、農地の所在が角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、期間〇〇年、賃貸借の案件です。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり米〇〇俵の年額米〇〇俵です。

次に整理番号9番、農地の所在が角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、期間〇〇年、賃貸借の案件です。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

次に整理番号10番、農地の所在が角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、期間は〇〇年、賃貸借の案件です。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく八割地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

次に整理番号11番、農地の所在が角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、

田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、期間は〇〇年、賃貸借の案件です。賃貸人は角館町〇〇地区の推定相続人〇〇さん、賃借人は同じく川原地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり米〇〇俵の年額米〇〇俵です。

次に整理番号12番、農地の所在が角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、期間は〇〇年、賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

整理番号13番から整理番号36番までは再設定の案件です。先月の農用地利用調整会議にて問題ないとの判断を頂いておりますが、契約年数が一番長いのは〇〇年、短い契約は〇〇年になっております。賃借料につきましては、最高が〇〇円、最低が〇〇円、物納につきましては最高〇〇俵、最低が〇〇俵です。備考欄に前回の契約内容を記載しておりますので、詳しい説明については割愛させていただきます。

また整理番号37番から68番までについては、農地中間管理事業による案件となっております。地区別ですが田沢湖地区が〇〇件、角館地区が〇〇件、西木地区が〇〇件となります。西木地区の〇〇件のうち〇〇件につきましては、〇〇地区の基盤整備による案件となっております。〇〇地区は昨年に面工事が終了しており、今年の春から法人であります〇〇が耕作していくとのこと。小作料についてですが、整備している田については10アール当たり〇〇円、整備した畑は10アール当たり〇〇円、未整備田は10アール当たり〇〇円、未整備の畑は〇〇円となっております。別添の資料に潟野地区の図面を添付しております。換地計画前の従前地の図面と換地後の図面となりますので、参考にしてください。現在県において、一時利用指定を行い仮地番と面積がふられておりますが、今回の契約

につきましては、換地前であります従前地での地番、面積での契約になっております。ただし小作料につきましては、一時利用指定の面積での計算となります。今後の流れになりますが、この先1年ないし2年前後で換地処分及び登記が行われますが、その際に再度農業委員会総会へ上程し、正式に登記が成された地番面積で再度契約することとなります。今後説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第7号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認については、異議なしと認め、適正と判断することにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第7号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認については、異議なしと認め、適正と判断することとします。(9時44分)

議長 次に議案第8号農地の生前一括贈与に係る納税猶予の適用願いについてを上程します。説明をお願いします。

樫尾係長 議案第8号につきまして内容の説明をします。別紙の一覧表をご覧ください。こちらについては平成26年3月に生前一括贈与の猶予があり、3年経過しております。こちらについて今回再度の猶予の適用願いが提出されております。角館地区は〇〇件、田沢湖地区は〇〇件、西木地区は〇〇件の適用願いが提出されております。贈与による取得年月日は各々の案件で違います。適用願いについては、贈与税と不動産取得税の2種類の適用願いになりますが、片方だけの猶予適用になっている場合も

ありますので、注意してご覧ください。説明は以上です。

議長 暫時休憩とします。(9時47分)

議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。(9時53分)

議長 他にご質問ご意見等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第8号農地の生前一括贈与に係る納税猶予の適用願いについては、申請のとおり、証明することにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第8号農地の生前一括贈与に係る納税猶予の適用願いについては申請のとおり、証明することとします。(9時55分)

議長 予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告がありましたらお願いします。共済からの報告はありませんか。

10番佐藤 今回はございません。

議長 農協からの報告はありますか。

18番草薨 <JA全農による追加精算割合の件について>

議長 次に、連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

樫尾係長 <今後の日程>

3月17日(金)第4回農業委員会総会(西木総合開発センター「集会室」14時～)

3月24日(金)農用地利用調整会議(西木総合開発センター「農林研修室」9時～)

4月7日(金)第5回農業委員会総会(角館町「花葉館」15時～)

議長 協議事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

(閉会)

議長 以上をもちまして平成29年第3回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時3分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成29年 月 日

議長

署名員 20番

署名員 21番